

第8回福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議
次 第

日 時：令和4年12月21日（水）16：30

場 所：本部会議室（北庁舎2階）

1 開 会

2 議 事

(1) 高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の進捗状況と今後の対応について
【県内1例目、県内2例目】

(2) 風評被害防止対策について

(3) その他

3 閉 会

第8回福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議

日時：令和4年12月21日（水）

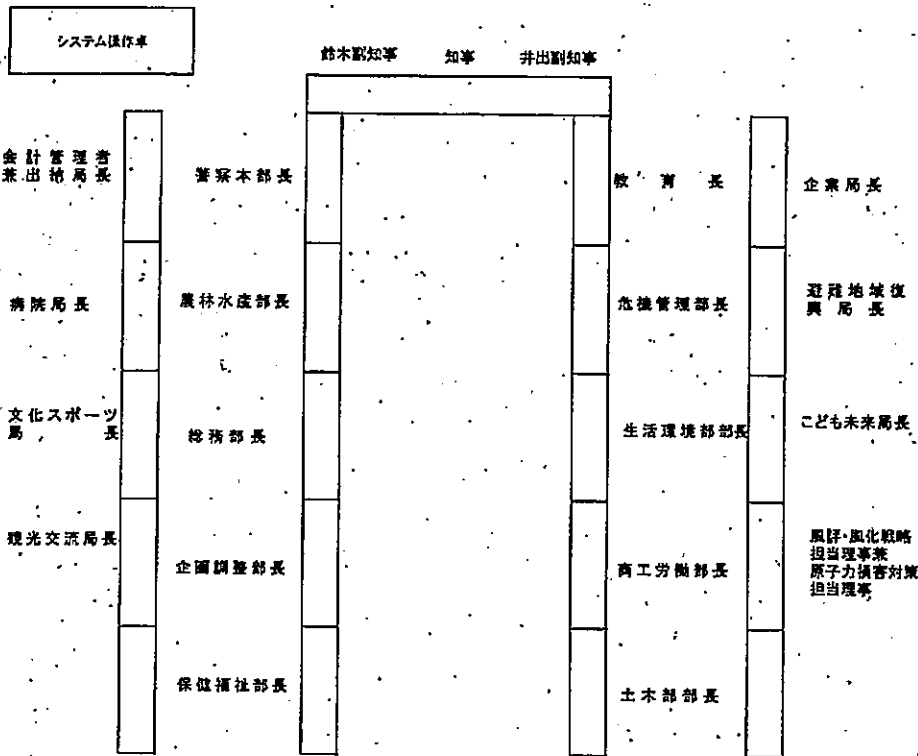
16:30

場所：北庁舎2階 本部会議室

所 属	職 名	氏 名
	知 事	内堀 雅雄
	副知事	鈴木 正晃
	副知事	井出 孝利
総務部	部 長	安齋 浩記
危機管理部	部 長	渡辺 仁
企画調整部	部 長	橋 清司
生活環境部	部 長	久保 克昌
保健福祉部	部 長	國分 守
商工労働部	部 長	小笠原 敦子
土木部	部 長	曳地 利光
教育委員会	教 育 長	大沼 博文
警察本部	本 部 長	児嶋 洋平
会計管理者兼出納局	会計管理者(兼)局長	金子 市夫
企業局	局 長	山寺 賢一
病院局	局 長	三浦 爾
避難地域復興局	局 長	松本 雅昭
文化スポーツ局長	局 長	永田 嗣昭
こども未来局長	局 長	鈴木 竜次
観光交流局長	局 長	市村 尊広
風評・風化戦略担当理事兼原子力損害 対策担当理事		白石 孝之
農林水産部	部 長	小柴 宏幸

高病原性鳥インフルエンザ対策本部 会議座席表

R4.12.21



高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の進捗状況と今後の対応について

【 県内1例目 】

令和4年12月21日

農 林 水 産 部

1 農場の概要

- (1) 所在地：福島県伊達市
- (2) 飼養状況：肉用鶏 14, 474羽
- (3) 飼養棟数：2棟

2 経緯

11月28日(月)

- 8:45 農場から異常家きんの通報
- 13:30 県北家畜保健衛生所で簡易検査を実施し13羽中13羽陽性
- 14:30 福島県高病原性鳥インフルエンザ連絡会議を開催
- 15:20 中央家畜保健衛生所で精密検査を開始

11月29日(火)

- 3:00 疑似患畜の判定に備え、第1陣として県職員89名を現地へ派遣
- 4:00 精密検査の結果、H5亜型と確認
- 6:00 疑似患畜確定
- 6:00 第1回福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議を開催
- 6:10 殺処分開始
- 9:40 移動制限区域内の農場1戸に立入、異常が無いことを確認
- 14:00 第2陣として県職員75名を現地へ派遣
- 22:00 第3陣として県職員57名を現地へ派遣
- 23:35 殺処分完了(14, 474羽)

11月30日(水)

- 6:00 第4陣として県職員72名を現地へ派遣
- 14:00 第5陣として県職員58名を現地へ派遣
- 21:50 2棟の清掃・消毒と処分鶏等の埋却作業完了

【 発生農場における防疫措置完了 】

- 22:00 第6陣として県職員14名を現地へ派遣

3 防疫措置の進捗状況について（12月21日時点）

（1）発生農場における防疫措置

①殺処分

14,474羽の殺処分完了（11月29日23時35分）

②鶏舎の清掃消毒と埋却状況

2棟の清掃・消毒と処分鶏等の埋却作業完了（11月30日21時50分）

【発生農場における防疫措置完了】

※畜舎清掃・消毒は、1週間間隔で3回実施（11月30日、12月7日、12月14日）

（2）動員者数について

延べ 442名

内訳：県職員 365名

市町村職員 59名

団体職員 18名

※これまでの動員者数は動員を要請した数であり、最終実績が上記のとおり確定しました。

（3）制限区域の設定

（ア）移動制限：半径3km以内の区域（1箇所 約1万4千羽）

11/29 9:40 移動制限区域内の農場1戸に立入、異常が無いことを確認

11/29～ 農場からの毎日の報告により、異常が無いことを確認

（イ）搬出制限：半径3km～10km以内の区域（22箇所 合計約63万羽）

11/29～12/15 農場からの毎日の報告により、異常が無いことを確認

12/15 清浄性確認検査結果で異常がないことを確認

国の防疫指針に基づき、農林水産省と協議のうえ、搬出制限区域解除

※22箇所のうち8箇所については、2例目の搬出制限区域内に所在し、12月22日に全ての制限が解除となる見込み。

（4）消毒ポイントの稼働について

4箇所を設置、稼働（11月29日6時00分）

2箇所を1箇所に統合。計3箇所を設置、稼働（12月3日12時00分）

搬出制限解除に伴い3箇所から1箇所に変更、稼働中（12月16日0時～）

(5) 移動制限区域（1戸）における発生状況確認検査について

(ア) 検査実施日 11月29日

(イ) 検査内容 臨床検査、ウイルス分離検査及び抗体検査（10羽）

(ウ) 検査結果 異常がないことを確認（12月3日確定）

(6) 移動制限区域（1戸）における清浄性確認検査について

制限区域内の清浄性を確認するため、防疫措置の完了後10日が経過した後に移動制限区域内の農場に対し行う検査。

(ア) 検査実施日 12月11日

(イ) 検査内容 臨床検査、ウイルス分離検査及び抗体検査（10羽）

(ウ) 検査結果 異常がないことを確認（12月15日確定）

4 今後の対応について

(1) 移動制限区域内の農場

12月22日0時 国の防疫指針に基づき、農林水産省と協議のうえ、移動制限区域解除

(2) 消毒ポイント

12月22日0時 移動制限区域の解除に伴い、稼働中の1箇所を閉鎖

高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の進捗状況と今後の対応について

【 県内2例目 】

令和4年12月21日

農 林 水 産 部

1 農場の概要

(1) 所在地：相馬郡飯舘村

(2) 飼養状況：採卵鶏 103, 119羽

※全て71～74日齢の育成鶏で産卵していない

(3) 飼養棟数：1棟

※県内1例目の発生農場から直線距離で約14kmに位置している。

2 経 緯

12月6日(火)

16:00 農場から異常家きんの通報

20:40 相双家畜保健衛生所で簡易検査を実施し13羽中9羽陽性

22:30 福島県高病原性鳥インフルエンザ連絡会議を開催

23:45 中央家畜保健衛生所で精密検査を開始

12月7日(水)

13:45 疑似患畜の判定に備え、第1陣として県職員39名を現地へ派遣

14:00 精密検査の結果、H5亜型と確認

16:00 疑似患畜確定

16:00 第6回福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議を開催

16:00 殺処分開始

12月8日(木)

0:00 第2陣として県職員83名を現地へ派遣

8:00 第3陣として県職員81名を現地へ派遣

16:00 第4陣として県職員42名を現地へ派遣

12月9日(金)

0:00 第5陣として県職員81名を現地へ派遣

8:00 第6陣として県職員81名を現地へ派遣

16:00 第7陣として県職員51名を現地へ派遣

22:10 殺処分完了(103, 119羽)

12月10日(土)

0:00 第8陣として県職員34名を現場へ派遣

8:00 第9陣として県職員36名を現地へ派遣

16:00 第10陣として県職員34名を現地へ派遣

12月11日(日)

0:00 第11陣として県職員27名を現地へ派遣

8:00 第12陣として県職員29名を現地へ派遣

16:00 第13陣として県職員28名を現場へ派遣

20:00 1棟の清掃・消毒と処分鶏等の埋却作業完了

【 発生農場における防疫措置完了 】

3 防疫措置の進捗状況について(12月21日時点)

(1) 発生農場における防疫措置

① 殺処分

103, 119羽の殺処分完了(12月9日22時10分)

② 鶏舎の清掃消毒と埋却状況

1棟の清掃消毒と処分鶏等の埋却作業完了(12月11日20時)

【 発生農場における防疫措置完了 】

※畜舎清掃・消毒は、1週間間隔で3回実施(12月11日、12月19日、12月26日)

(2) 動員者数について

延べ 885名

内訳：県職員 646名

市町村職員 178名

団体職員 61名

(3) 制限区域の設定

(ア) 移動制限：半径3km以内の区域(2箇所 合計17羽)

12/7～ 毎日の報告により、異常が無いことを確認

(イ) 搬出制限：半径3km～10km以内の区域

(24箇所 合計約157万羽、うち8箇所 合計約15万5千羽が1例目の
搬出制限区域内に所在)

12/7～ 毎日の報告により、異常が無いことを確認

(4) 消毒ポイントの稼働について

4箇所を設置、稼働(12月7日16時)

1箇所の稼働時間を24時間から、6～20時に変更(12月12日0時)

1箇所の設置場所を変更、計4箇所を設置、稼働中(12月12日13時)

4 今後の対応について

(1) 移動制限区域内の農場

(毎日の報告で異常がなかった場合)

1月2日0時 国の防疫指針に基づき、農林水産省と協議のうえ、移動制限区域解除

※ 移動制限区域内には、100羽以上飼養する農場が無いため、国の防疫指針により発生状況確認検査及び清浄性確認検査は実施しない。

(2) 搬出制限区域内の農場

12月22日0時 国の防疫指針に基づき、農林水産省と協議のうえ、搬出制限区域解除

* 搬出制限区域解除前においても、運搬車両の消毒が十分であることを条件に、国との協議の上、農場毎に区域外への搬出が可能となる。

(12月21日現在、搬出が可能となった農場：11農場 ※うち3農場が1例目の搬出制限区域内に所在)

(3) 消毒ポイント

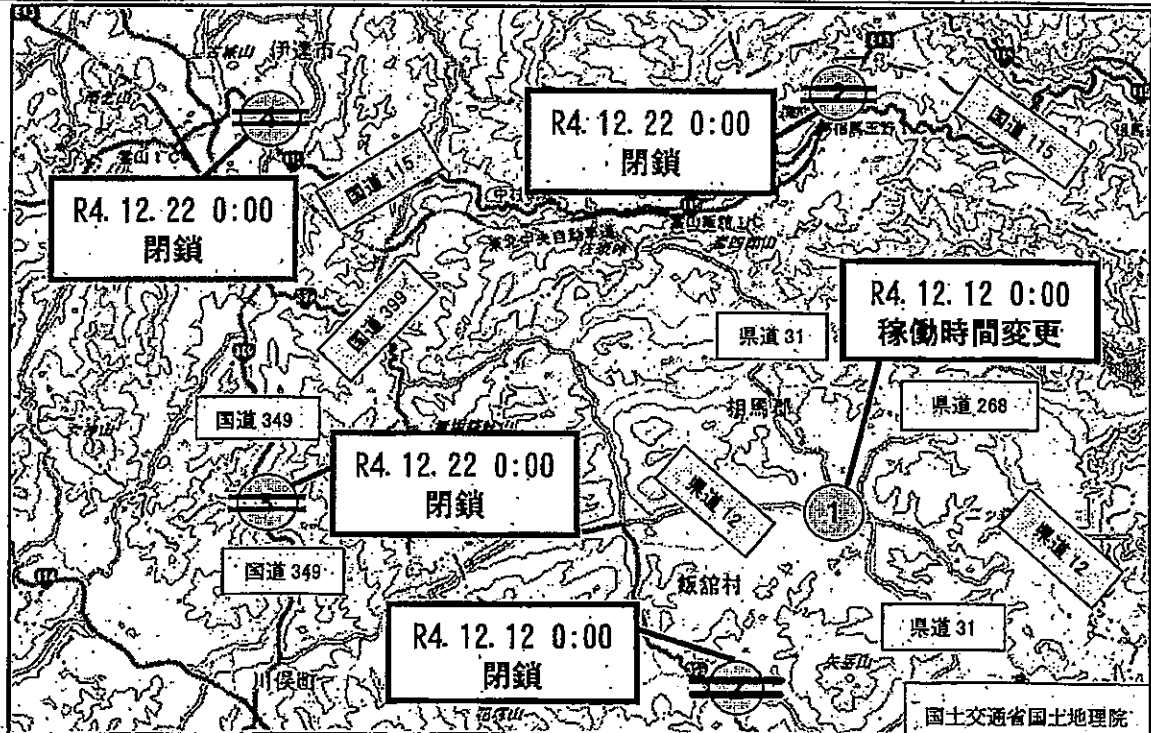
12月22日0時 搬出制限区域の解除に伴い4箇所から1箇所に変更

1月2日0時 移動制限区域の解除に伴い、稼働中の1箇所を閉鎖

消毒ポイント（畜産関係車両消毒実施箇所）の設置について

以下の地点に消毒ポイントを設置し、畜産関係車両の消毒を行っています。
 なお、令和4年12月22日から、以下のとおり変更します。

番号	設置箇所	住所	消毒方法	証明書発行	稼働	備考
①	旧JAそうまいたてミートプラザ	飯館村草野大師堂1	動噴	有	24時間 6~20時	R4. 12. 12 0:00 変更
②	飯館村地域防災センター 駐車場	飯館村飯館西117-1	動噴	有	24時間	R4. 12. 12 0:00 閉鎖
	国道115号線(東北中央自動車道 相馬玉野インターチェンジ出口付近)	相馬市東玉野地内	動噴	有	24時間	R4. 12. 22 0:00 閉鎖
③	川俣町 おびまふるさとの交流館	川俣町水島町柳ツ	動噴	有	24時間	R4. 12. 22 0:00 閉鎖
④	国道115号線	伊達市雲山町山戸田地内	動噴	有	24時間	R4. 12. 22 0:00 閉鎖



風評被害防止対策について

令和4年12月21日

高病原性鳥インフルエンザ対策本部

■ 現状把握（令和4年12月20日現在）

1 生産者・流通業者への聴き取り（12月2日（金）～）

現在、風評等の影響は認められず。

2 小売店への聴き取り調査（12月1日（木）～）

12月1日（木）～12月13日（火） 巡回訪問

12月14日（水）以降 電話により調査

現在、店頭での不当表示など、風評の発生が疑われる事案や価格変動等の影響は確認されず。

3 SNS等の確認（11月29日（火）～）

現在、風評の発生が疑われるような書き込み等は確認されず。

※現状把握については、12月28日（水）をもって終了

現状把握（経営（取引）状況の聴き取り）

令和4年12月21日
高病原性鳥インフルエンザ対策本部

- 1 調査実施者
福島県（高病原性鳥インフルエンザ対策本部）
- 2 調査対象（関連団体を含む）
 - (1) 鶏肉関係
4事業者
 - (2) 鶏卵関係
4事業者
- 3 調査実施日
令和4年12月2日（金）～
- 4 調査項目及び調査状況（令和4年12月20日現在）

調査項目	鶏肉関係	鶏卵関係
① 価格への影響	風評等の影響は認められず	風評等の影響は認められず
② 取引量への影響	風評等の影響は認められず	風評等の影響は認められず
③ 取引先等の反応	風評等の影響は認められず	風評等の影響は認められず

現状把握（小売店への聴き取り調査）

令和4年12月21日
高病原性鳥インフルエンザ対策本部

1 調査実施者

福島県（高病原性鳥インフルエンザ対策本部）

2 調査対象

県内の鶏肉等を販売する小売店等

※令和4年12月13日までは県内小売店492店（全2,106店舗のうち23.4%）の巡回による調査を実施してきたが、風評が疑われる事案は確認されなかったことから、14日以降は鶏肉・鶏卵の価格変動等について、量販店4事業者への電話による聴き取りに変更

3 調査実施日

令和4年12月19日（月）

4 調査項目及び調査結果

- (1) 鳥インフルエンザ発生前後の鶏肉・鶏卵価格、入荷状況の変動
なし（飼料価格等の高騰による変動を除く）
- (2) 消費者による鶏肉・鶏卵の買い控えの有無
なし

5 調査総括と今後の対応等

これまでの調査の結果、店頭での不当表示など、風評の発生が疑われる事案は確認されなかった。

引き続き、鶏肉・鶏卵の価格変動等について、小売店に対する電話等での聴き取りにより調査を行う。

現状把握（SNSの確認やTV、新聞報道からの情報収集）

令和4年12月21日
高病原性鳥インフルエンザ対策本部

- 1 調査実施者
福島県（高病原性鳥インフルエンザ対策本部）
- 2 調査実施日
令和4年11月29日（火）～
- 3 調査状況（令和4年12月20日現在）
風評の発生が疑われるようなSNSでの書き込み等は確認されず

各種相談窓口の設置と相談件数

令和4年12月21日
高病原性鳥インフルエンザ対策本部

1 調査実施者
福島県（高病原性鳥インフルエンザ対策本部）

2 庁内関係課等に設置した各種相談窓口への問合せ状況

（令和4年12月20日17:15現在）

窓口	設置場所	設置日	相談件数	主な相談内容
鳥インフルエンザ一般	農林企画課	11月29日	4件	消毒ポイントの場所、証明書の発行 価格上昇への不安 等
人の健康相談	地域医療課	11月29日	17件	卵を食べて大丈夫か 死んだ野鳥を触ってしまい不安だ 等
野鳥	(平日) 自然保護課 (土日祝日) 野生生物共生センター	11月29日	5件	野鳥が死んでいる 野鳥に触れても感染することはないか 等
周辺農場の経営相談	農業振興課	11月29日	0件	
計			26件	

【参考】

2例目発生（12月7日、飯舘村内）以後の相談状況

- ・鳥インフルエンザ一般窓口への問合せ 2件
- ・人の健康相談窓口への問合せ 6件
- ・野鳥窓口への問合せ 1件

※相談窓口については、12月28日をもって終了

伊達市で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫措置に伴う
周辺環境への影響について

令和4年12月21日

生活環境部

伊達市で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫措置が行われている農場周辺で、河川及び地下水の調査を令和4年11月29日（火）以降、継続して実施しましたが、その結果、有意な変動はなく、異常は認められませんでした。

今後も、同一地点における調査を継続して、推移を確認していきます。

なお、調査結果は、県のホームページでお知らせします。

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035c/2022toriinflu.html>

記

1 試料採取日 令和4年11月29日、30日、12月1日、5日、12日

2 調査結果

採水地点	採水日	pH	EC (mS/m)	TOC (mg/L)	カルシウムイオン (mg/L)	陽イオン 界面活性 剤 (mg/L)	硝酸性窒 素及び亜 硝酸性窒 素 (mg/L)	
河川	農場上流 側	11月29日	8.1	21	2.4	21	<0.2	1.0
		11月30日	8.0	26	2.2	22	<0.2	1.0
		12月1日	7.9	26	2.2	23	<0.2	0.9
		12月5日	8.0	25	2.0	23	<0.2	0.9
		12月12日	8.0	27	2.3	24	<0.2	0.8
	農場下流 側	11月29日	8.0	21	2.2	21	<0.2	1.0
		11月30日	8.0	25	2.2	22	<0.2	1.0
		12月1日	7.9	26	2.2	23	<0.2	0.9
		12月5日	8.0	24	2.1	24	<0.2	0.9
		12月12日	8.0	27	2.3	24	<0.2	0.8
地下 水	農場周辺 5地点	11月29日	6.6~7.7	8~35	<0.5~1.8	5.4~49	<0.2	0.2~4.2
		11月30日	6.7~7.9	8~32	<0.5~1.9	4.9~48	<0.2	0.2~4.3
		12月1日	6.6~7.8	8~35	<0.5~1.7	5.3~49	<0.2	<0.2~4.6
		12月5日	6.7~8.0	7~35	<0.5~1.6	5.6~49	<0.2	0.2~5.3
		12月12日	6.8~7.9	8~34	<0.5~1.7	5.6~49	<0.2	0.2~5.9

【調査項目の概要】

- 基本的な項目：pH（水素イオン濃度）、EC（電気伝導率）
- 埋却物の影響を確認する項目：TOC（全有機炭素）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
- 消毒剤の影響を確認する項目：pH、カルシウムイオン（石灰成分）、陽イオン界面活性剤（消毒剤の成分）

（参考）環境基準値

- 河川水：pH 6.5以上8.5以下、
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10mg/L以下
- 地下水：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10mg/L以下

飯舘村で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫措置に伴う
周辺環境への影響について

令和4年12月21日

生活環境部

飯舘村で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫措置が行われている農場周辺で、水路及び地下水の調査を令和4年12月8日（木）以降、継続して実施しましたが、その結果、有意な変動はなく、異常は認められませんでした。

今後も、同一地点における調査を継続して、推移を確認していきます。

なお、調査結果は、県のホームページでお知らせします。

URL : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035c/2022toriinflu-2.html>

記

1 試料採取日 令和4年12月8日、9日、12日

2 調査結果

採水地点	採水日	pH	EC (mS/m)	TOC (mg/L)	カルシウムイオン (mg/L)	陽イオン 界面活性 剤(mg/L)	硝酸性窒 素及び亜 硝酸性窒 素(mg/L)
水路 農場下流	12月8日	7.3	12	1.9	8.5	<0.2	2.2
	12月9日	7.3	11	1.6	8.4	<0.2	2.4
	12月12日	7.2	10	2.7	8.6	<0.2	1.5
地下 農場下流 3地点	12月8日	6.6~7.3	8~14	<0.5~0.5	6.9~14	<0.2	<0.2~1.3
	12月9日	6.5~7.2	9~15	<0.5~0.9	7.0~13	<0.2	<0.2~1.5
	12月12日	6.6~7.1	8~14	<0.5~0.6	6.7~12	<0.2	<0.2~1.1

【調査項目の概要】

- 基本的な項目：pH（水素イオン濃度）、EC（電気伝導率）
- 埋却物の影響を確認する項目：TOC（全有機炭素）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
- 消毒剤の影響を確認する項目：pH、カルシウムイオン（石灰成分）、陽イオン界面活性剤（消毒剤の成分）

〈参考〉環境基準値

- 河川水：pH 6.5以上8.5以下、
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10mg/L以下
- 地下水：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10mg/L以下

高病原性鳥インフルエンザ発生時等の対応について

令和4年12月21日
保 健 福 祉 部

I. 愛玩鳥等について（食品生活衛生課）

1. 愛玩鳥（ペット）に関する相談の受付等

県民等からの愛玩鳥に関する相談に対しては、動物愛護センター又は同支所において、死亡状況等の詳細な聞き取りを行うとともに、必要に応じて現地調査を行い、高病原性鳥インフルエンザが疑われるときには迅速診断キットによる検査を行う。

2. 動物取扱業者（鳥類を販売・保管・展示する施設）に対する指導等

鳥類を取り扱う動物取扱業者に対しては、飼育する鳥の健康観察等を徹底し、異常が認められた場合には、動物愛護センター又は同支所に速やかに通報するよう指導している。

また、異常鳥が発見されたとの通報があった場合は、動物愛護センター又は同支所において、現地調査を行うとともに、高病原性鳥インフルエンザが疑われるときには迅速診断キットによる検査を行う。

なお、県内（中核市を含む）で鳥類を販売・保管・展示する動物取扱業施設数は、64施設（県25、福島市7、郡山市18、いわき市14）である。

令和4年12月21日現時点で、県内の動物取扱業において管理されている鳥類に異常は確認されていない。

3. 食鳥処理場における対応

(1) 大規模食鳥処理場（年間処理羽数が30万羽を超える施設）

食肉衛生検査所の獣医師（食鳥検査員）が食鳥の生体検査の際に、高病原性鳥インフルエンザを疑う異常鳥を発見した場合には、迅速診断キットによる検査を行い、陽性の場合には家畜保健衛生所に通報し、連携しながら対応する。

※ 大規模食鳥処理場：2施設（令和3年度処理羽数：3,857,807羽）

(2) 小規模食鳥処理場（年間処理羽数が30万羽以下の施設）

異常鳥が発見されたとの通報があった場合には、食肉衛生検査所において現地調査を実施し、高病原性鳥インフルエンザの感染を疑う場合には、迅速診断キットによる検査を行うとともに、陽性の場合には家畜保健衛生所に通報し、連携しながら対応する。

なお、小規模食鳥処理場の食鳥処理衛生管理者に対しては、異常鳥が認められた場合、速やかに食肉衛生検査所に通報するよう指導を実施するとともに、食鳥処理事業者との連絡体制についても整備している。

※ 小規模食鳥処理場：2施設（令和3年度処理羽数：11,222羽）

令和4年12月21日現時点で、食鳥検査員による異常鳥の発見及び各処理場の食鳥処理衛生管理者からの異常鳥発見の通報はない。

4 緊急連絡網による対応

食品生活衛生課、動物愛護センター及び食肉衛生検査所並びに中核市保健所は、緊急連絡網により、関連する異常発生時等の情報を共有し、十分な連携を図りながら速やかに対応する。

5 県民に対する情報提供

食品生活衛生課ホームページにより、鶏肉や鶏卵の安全性や愛玩鳥の飼養者に対する注意喚起等の情報提供を行っている。

II 人の健康について（地域医療課）

1 死亡した家きん等の回収、殺処分に従事した職員の健康観察

当該家きんの農場従事者の健康観察は、感染家きん等との最終接触日から10日間、管轄保健所にて行う。

防疫作業の従事者の健康状態を確認するために、各保健所から健康調査チームを現地の集合センターに派遣し、健康調査を実施した。

防疫作業員の健康観察については、最終作業日から10日間、各所属において実施し、その結果を管轄保健所に報告頂く。

なお、下記に該当する症状を確認した場合、感染症指定医療機関への受診を勧奨する。

【症状】

38度以上の高熱、咳や息苦しさなどの急性呼吸器症状があり、かつ、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 10日以内に鳥インフルエンザウイルスに感染している若しくはその疑いがある鳥（鶏、あひる、うずら等）、又は死亡鳥との接触歴（直接接触したこと又は2メートル以内に接近したことをいう。以下同じ。）を有する者

イ 10日以内に患者（疑い例を含む。）との接触歴を有する者

2 人に関する鳥インフルエンザの相談

専用番号による相談窓口を設置し、県民からの相談対応を行っている。

【電話番号】

024-521-7408

【相談対応時間等】

平日 8:30～17:15

窓口への相談件数は、12月20日（火）までに17件（前回報告から1件追加）。

3 県民に対する情報提供

ホームページにより、鳥インフルエンザの相談先を周知するとともに、症状や予防方法について情報提供を行っている。

※衰弱又は死亡した野鳥又はその排泄物を見つけた場合は、直接触れないこと。

もしも触れた場合には、速やかに手洗いをする事。